再検討要請(消費者庁)

	提案事項				他体の正体			各府省からの第1次回答	
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	
745	勧告・市令寺の権限移	消費者安全法に基づく動 告・命令に係る並守権限の 付与及び報告徴収対象の 拡大をすること。	庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて 再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大するこ とが懸念される。		内閣府(消費 者庁)	東京都	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	【勧告・命令に係る並行権限の付与について】 消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費 者安全法に基づく對告・命令の教行状況、地方公共団体による消費 報文立、試調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を 過かていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な規 点からの妥当性を含め、関係所省庁及び他の道府県を含む地方公共 団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられ る。 (詳細は別紙) (地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】 消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域 がへの拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団 体による報告報収・立入調査権限の受任状況・鑑か、通び認められ る時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際して は、法制的な場合からの妥当性を含め、関係存庁及び他の道府県を 含と考えられる。	
128	化基金の活用要件に	H27年度以降の基金活用の 要件から自主財源化計画 の策定」を撤集すること。	【制度改正の必要性】 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順 位等を勘察し議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用 後において、それまで基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制 について維持・売実を求めている「自主財源社計画」の東定を基金等活用の 件とすることは、財源措置を要望する地方公共団体に対し不当な義務付けをす もものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性 化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。	地方消費者行政活性化基金管理運営 要領第2(4)③	内閣府(消費 者庁)	岩手県	C 対応不可	平成26年度予算における「地方消費者行政活性化交付金」の当初予算化当初予算の大幅増額及び基金活用期間の大幅延長(最大39年度まで)により、地方公共団体において安定的・計画的な取組が可能となったことから、地方消費者行政の活性化及び自主財源に向け大長期的な計画を定める自主財源化計画・プログラムの策定を地方公共団体に対し求めているところであるため、対応は困難。	

再検討要請(消費者庁)

	AD THE AT		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点
748	消費者安全法に基づく 勧告・命令等の権限移 譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【勧告・命令に係る並行権限の付与について】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業関係の確認や当該事業が付きま事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することなり、その間に消費者施書が拡大することが思念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らないことが懸念される。よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、提限移譲について引き続き、検討されたい。 【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】被害が発生している地方公共団体が立入規節を報告徴収することができず、業業者の所在かではありながら、被害を聴を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。動告・命令に係る権限が移験された際には、反域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。	提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止 に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれる よう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める	○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意効のある自治体に権限を移動することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
121	化基金の活用要件に	要件から「自主財源化計画 の策定」を撤廃すること。	基金活用期間が延長されたものの、今後の交付金の額は毎年度の予算措置であるため未確定であり、なお一層、安定的な財務確保に努められたい。自主財源化を条件として計画栄定することは、地方公共団体の取組にプレーキがかかる可能性が高く、結果として地方消費者行政の活性化を阻害することになりかねない。このため計画の策定を要件とすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定に止めるよう願いたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

	担安市西		具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等		turt o Fr	D所管• 提案団体 府省庁	各府省からの第1次回答		
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容		根拠法令等	関係府省庁		区分	回答	
128	地方消費者行政活性 化基金の特例適用要 件に係る義務付けの廃 止	基金等活用期間延長の特別の書きに対している。 は、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	【制度改正の必要性】 基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予算化することが、地方公共団体の十分な意思表明になると考えられる。 仮に要件を定めるとすれば、消費者行政で指しての方針を示す地方公共団体の財産が主要を示す地方公共団体の財産が主要を示す地方公共団体の財産が主要を表しては、特別適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例があること。 (7)消費者の安全安切と確保するため、啓発活動に継続的に取り組んで参ります。(76発活動)は「消費者行政」の一部分、「啓発活動」が「消費者行政」であれば要件クリア)(2)消費者行政については、・・・・出前請座の開催や情報提供など積極的に推進して参ります、(76基金活用後」に当たる文章なし。「これからも」「継続的に」等が加われば要件クリア))	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)	内閣府 (消費 者庁)	岩手県	C 対応不可	地方公共団体における予算の確保については、首長によるリーダーシップや地方公共団体全体における地方消費者行政の位置付けが大きな 影響を与えるため、表明に至るまでの地方公共団体内での意思決定通 程を通じて、首長に対する働きかけの効果を期待し、首長表明を「地方 消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」の任意の特例 措置として位置付けているため、対応は困難。	
388	地方消費者行政活性 8 化基金に係る活用期 限の廃止	自治体の状況に応じた相談 員の設置及びそれに付随す る相談性制の整備ができる よう、関係する事業メニュー の新規開始時期の期間制 販定期的或いは継続的に相談 意事の専門とはは継続の維持ができ るよう、レベルアップ事業の 活用期間を廃止すること	【支降】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理適営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取観が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体長りい。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置かれているが、14000円では、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置した。200万年、利額員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他力では相談員の確保自体を多帯なく、活用期限が設定されることにより、一定の事業促進効果が開待されることは否定が現底が設定されることはより、一定の事業促進効果が開待されることは否定が現底が設定されることは本の情報が開放が設定されることは否定が、14100円では、1410円	地方消費者行政活性化基金管理運営 要領	内閣府(消費 者庁)	九州地方知事会	C 対応不可	基金等を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、基金等より整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を図るべく、各地方公共団体において最初的視点に立つた体制整備を進められるようにするためのものであり、対応は困難。	

			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見	意見	意見	提案募集(計事門部会から指摘された 主な再検討の視点
128	化基金の特例適用要 件に係る義務付けの廃 止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用期間延長の特別の適用要件とされている「基金等活用経過後においとして基金等を活用強化工整備ことを、平成25年度から毎年度自長が施設方針演説等で対外的に表明すること」を撤失ること。	表明の時期によっては、任期のある首長に任期後のことについて意思表明を 求めることなる場合もあり得るなど、法的拘束力の点で検討を要する。 仮に要件を定めるとすれば、基金管理運営機に定める原則の活用期間の 最終年度までに表明すれば適用可とするなど、表明方法等を柔軟なものとし、そ の表明内容も「消費者行政の維持・充実」等に止めるよう願いたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め る。	
388	地方消費者行政活性 化基金に保る活用期 限の廃止	日石体の状況に応じた地方 員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的或いは継続的に相談 員等の専門性の維持ができるよう	「各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため期間を設定している」との回答だが、期間は、基金を活用する市町村の規模、財政状況等に大体ででは、現代でいる。中では、東側としては市町村の規模、財政状況等は株々であることから、相談貞設置等の体制整備がその確保・養成の面からなかなが進んでいない市町村行存在する。こうした市町村では、例えば、平成30年度以降に超談貞の配置を進める団体にとっては、平成30年度以降に基金の制置が受けられないことから、さらに整備が遅れることにもなりかなない。回答のとおり、「各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進めらいを出るようにするべき」との考えてあれば、現に、設置の進んでいない市町村が存在する以上、そうした市町村にも対応すべきと考える。「「消費者を必要験」「港村で地域における身近な消費生活相談体制の強化」の早期実現のためにも再考をお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め る。	

	to the state of			the party		の所管・ 府省庁 提案団体	各府省からの第1次回答	
管理番	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所官・ 関係府省庁		区分	回答
6	国が県に設直する地方 消費者行政活性化基	国が県に設置する地方消費 者行政活性化基金の造成 について、指定都市にも造 成することを可能にする措 置	[現状] 地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の 遠成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は累がとりま とめて行うものの、県に設産された基金のうち、どの程度を木材が活用できるか が、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないた め、地域の実質に応じた効果のな施策展開を迅速かつ計画的に行うことが ない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐに は判則しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することにな り、対応が遅れる場合がある。 [効果] 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量に よる主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となる。	地方消費者行政活 性化基金交付要綱	内閣府(消費 者庁)	模浜市	C 対応不可	地方消費者行政活性化基金管理適営要領においては、消費者安全法 第8条の趣旨等を踏まえ、都道府県は、市町村事業計画等について広 域的な観点から必要な調整を行ったうえで取りまとめること等を規定して いるところであり、対応は困難。

	40-t-tT		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について	
管理番4	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	意見		意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	
6	国が県に設置する地方 7 消費者「政活性化基 金の指定都市への設 置	国が県に設置する地方消費 者行政活性化基金の造成 につて、指定都市にも造 成することを可能にする措 置	基金の造成を指定都市に認めない理由として、法の趣旨を挙げているが、本 市がご提案した、基金の造成を指定都市に認める効果について対しての考え方 の回答を頂けていないので、この点についてご教示いただきたい。	都道府県が実施する消費者行政との連携を図り効果を 最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き 都道府県の事務・権限とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		